令和５年３月１３日

保 護 者　　様

養父市教育委員会

マスク着用の考え方の見直し等について

啓蟄の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の教育の推進にご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和５年２月に国からマスク着用の考え方の見直し等について方針が示されたことを踏まえ、養父市内の小・中・義務教育学校（学童クラブでの活動を含む）でも下記のとおり対応します。

今後とも、感染症対策を図りながら教育活動を展開してまいりますので、保護者の皆様のご理解ご協力をいただきますようよろしくお願いします。

記

１　マスクの着用について

（１）国の対処方針に基づき、学校では３月中はこれまでどおりのマスクの着用をお願いするが、令和５年４月１日から、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とし、着用は個人の判断に委ねる。

（２）感染不安を抱きマスクの着用を希望したり、また、マスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないように指導する。

（３）ただし、学校内の感染状況等を踏まえ、感染が拡大している場合には、児童生徒及び保護者の皆様のご理解を得て、一時的に、場面に応じた適切なマスクの着用を呼びかけることもある。

２　黙食の実施について

（１）これまで給食時には黙食を実施していたが、令和５年４月１日からは実施しない。

（２）ただし、学校内の感染状況等を踏まえ、感染が拡大している場合には、児童生徒及び保護者の皆様のご理解を得て、一時的に、黙食を実施することもある。

３　その他

この内容については、今後、国や県の対処方針の見直しがあった場合、変更することがあります。その際は速やかに連絡します。

４　お問い合わせ先

養父市教育委員会教育課　電話 079－664-1627